

第 1 部 競争入札参加資格審査

第 1	資格審査申請要領	1
第 2	資格審査申請書類記載要領	5
第 3	申請書類記入例	12
第 4	格付基準・主観点数基準の改正概要等	23

第1 資格審査申請要領（県内建設業者用）

1 審査基準日

令和3年度大分県公共工事競争入札参加資格審査申請における**審査基準日**は、**令和2年12月1日**とする。

2 資格審査を申請できる者及び業種

次の(1)から(5)の要件を全て満たす者（大分県内に建設業法上の主たる営業所を有する者）及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- (1) 建設業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種
- (2) 申請日現在において、審査基準日を令和元年10月1日から令和2年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種（現に申請中の者を含む。経営事項審査については第2部以降を参照のこと。）
- (3) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）第8の1の(3)及び第8の2の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者
- (4) 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

3 資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は**令和2年12月1日から令和3年1月29日まで**とし、申請方法は**書面持参**とする。

※期間外の受付は一切行わない

4 受付日時及び受付場所

受付日時 3の期間中で、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所の定める日時
受付場所 申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

5 申請書類の配布先

ホームページに掲載 URL <https://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou>

6 提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧（P3）に掲げる書類について正本1部、副本2部を提出する。

7 その他注意事項

- (1) 一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。
 - ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。
 - ② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付種類に虚偽の記

載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。

- ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

- ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
- ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- ③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

(4) 競争入札参加資格の決定に関しての問い合わせには一切応じない。

(5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。

- ① 特例扱いを希望する旨の申出書
- ② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員5名以内を選択し、明示すること。）
- ③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写
- ④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち5名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評定値請求書受付票の写
- ⑤ 官公需適格組合証明書の写

(6) 格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格
 - ア 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）
 - イ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成20年大分県告示第224号）
- ② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）
- ③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
 - ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成5年12月17日付監第1491号）
 - イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）
- ④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表
「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページにおける閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。

競争入札参加資格審査申請書類一覧

1 競争入札参加資格審査申請書

2 総合評定値通知書の写又は総合評定値請求書受付票の写し(A4)

(総合評定値通知を受けている者は必ずその写しを添付すること)

3 その他知事が指定する書類

- (1) 誓約書 (大分県暴力団排除条例)
- (2) 健康保険等の加入状況【様式1】
- (3) 県税納税証明書 (自動車税及びその他の県税)
- (4) 国税納税証明書

※(3)と(4)については、証明日は**令和2年12月1日から令和3年1月29日の間**に限る。

※**国税納税証明書は、国税通則法施行規則第9号書式その3の2(個人事業主)、その3の3(法人)のいずれかの書式に限る。**

- (5) 技術職員名簿 (**令和2年12月1日現在**)
- (6) 舗装施工管理技術者資格者証の写し (**舗装工事業を申請する者のみ**)
- (7) 維持管理業務実績確認書類
 - ・維持管理業務実績高一覧表【契約期間が2年未満：様式2、2年以上：様式3】
 - ・委託業務の実績・発注業種が確認できる書類

※**様式2・3の下欄に記載された「添付書類」を確認の上、添付すること。**
- (8) 契約後V E提案採否通知書又は契約後V E縮減証明書の写し
- (9) 新分野進出状況確認書類
新分野進出状況申告書【様式4】、経営革新計画承認通知書の写し
- (10) 障がい者雇用状況確認書類
障害者雇用状況報告書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等
- (11) 若年労働者の新規雇用状況確認書類
若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
- (12) 従事職員数の状況確認書類
若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
- (13) 不当要求防止責任者講習(暴力団対策講習)の受講状況確認書類
 - ・若年新雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
 - ・不当要求防止責任者講習(暴力団対策講習)の受講修了書の写し

※(11)～(13)については、「**若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】**」に記載すること。

- (14) 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類
建設業労働災害防止協会大分支部が発行した加入証明書
- (15) エコアクション2.1認証・取得状況確認書類
エコアクション2.1認証・登録証の写し
- (16) 基準適合一般事業主認定通知書の写し
- (17) **協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書【様式6】**
- (18) 営業所の位置図

※前年度から本店所在地に変更がなければ、添付省略可能

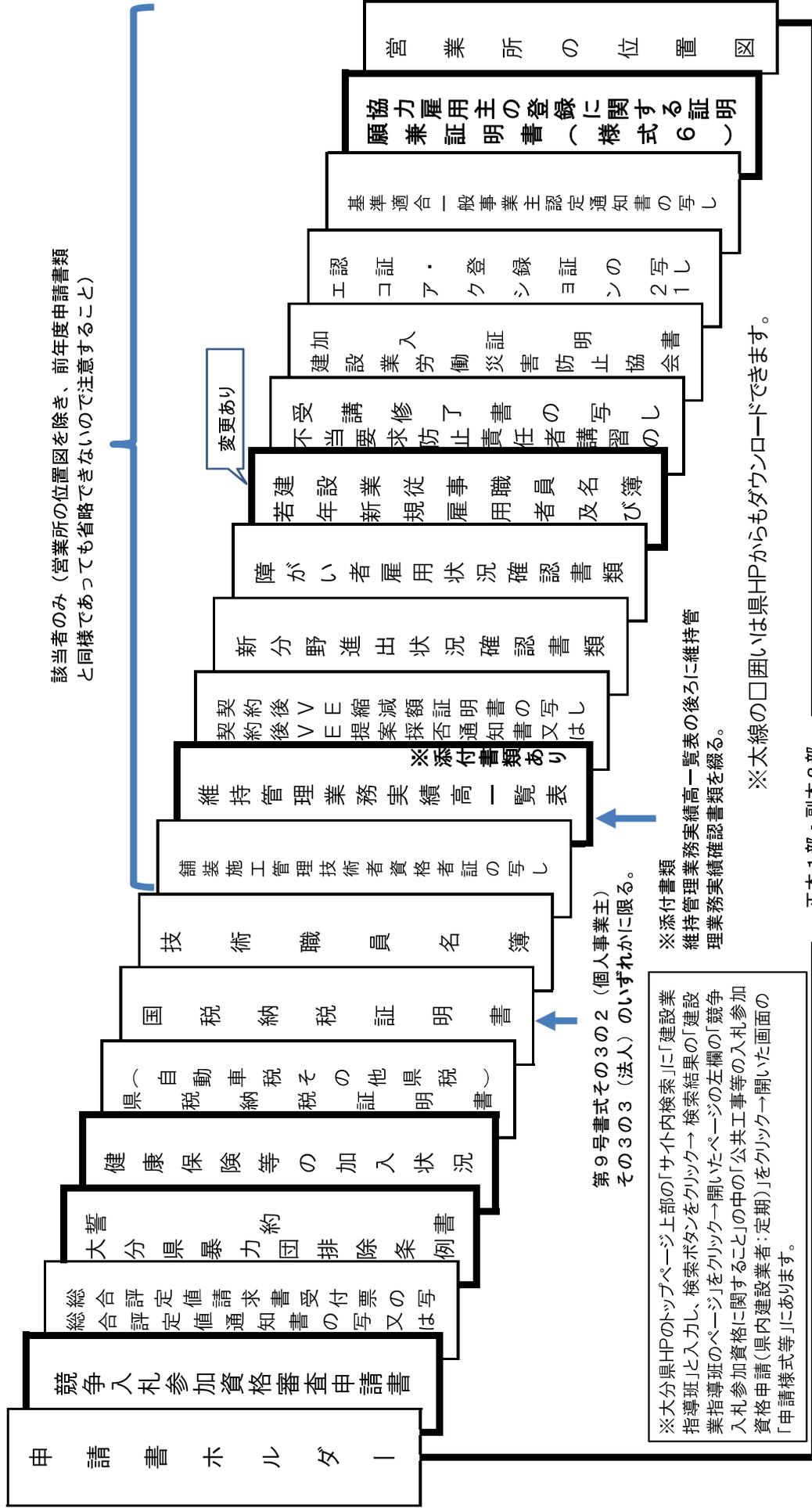
※地図の複製でなくても可。地図データ利用する際は、事前に著作権や利用許諾等を確認し、適正な手続きを経ること。

【提出部数】

競争入札参加資格審査申請書類は正本1部、副本2部。

競争入札参加資格審査書類編綴順序

1 申請書ホルダー



第2 資格審査申請書類記載要領

1 申請書ホルダー

右肩の番号欄には記入しないこと。

2 競争入札参加資格審査申請書（P 1 2 参照）

- (1) 許可番号及び許可年月日の欄には、既に受けている建設業の許可番号、許可年月日を全て記入すること（3行に記入できない場合は、余白に記入する）。
- (2) 主たる営業所の所在地に該当する郵便番号を記入すること。
- (3) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。なお、前回の競争入札参加資格通知書受理後、所在地を変更している場合は、旧所在地も記入すること。（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (4) 旧所在地については、前回の競争入札参加資格通知書受理後変更している場合に記入すること。
- (5) 商号又は名称は、必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (6) 旧商号又は名称については、前回の競争入札参加資格通知書受理後、商号又は名称を変更している場合に記入すること。
- (7) 代表者氏名は必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入し、押印すること。また役職名については、正式な役職を記入すること。

商号又は名称及び代表者名に、J I S規格第1・第2水準以外の文字（旧字等）が含まれている申請者は、申請書の余白に置換可能なJ I S規格水準文字を記入すること。

※置換可能なJ I S規格水準文字の記載がない場合は、県が独自で対応する。

- (8) 連絡先については、主たる営業所における電話番号及びF A X番号を記入すること。
- (9) 経営事項審査の審査基準日については、経営事項審査の申請における審査基準日（**令和元年10月1日から令和2年9月30日**の間における直前の決算日等）を記入し、総合評定値通知を受けている者は「有」に○を、申請中の者は「申請中」に○をすること。
- (10) 建設業の廃業の欄は、**総合評定値通知書受理後**、廃業した業種があれば「有」に○をし、その業種及び廃業年月日を記入すること。該当がない場合は、「無」に○をすること。
- (11) **舗装工事業を申請する者のうち、(一社)日本道路建設業協会に1級又は2級の舗装施工管理技術者として登録している者がいる者は「有」に○をし、資格者証の写しを添付すること（前年度に添付した者も含む）**。登録者がいない者又は舗装工事業を申請しない者は「無」に○をすること。
- (12) 維持管理業務実績高一覧表等を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (13) 契約後V E提案採否通知書又は契約後V E縮減額証明書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (14) 新分野進出状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (15) 障がい者雇用状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をす

- ること。
- (16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
 - (17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
 - (18) 建設業労働災害防止協会への加入証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
 - (19) エコアクション21認証・登録証の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
 - (20) 基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
 - (21) 協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを発注機関からの各種連絡事項に利用することについて、同意する者は「同意する」に○を、同意しない者は「同意しない」に○を、アドレスを未登録の者は「未登録」に○をすること。

3 大分県暴力団排除条例にともなう誓約書（P 13 参照）

- (1) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。
(通称ではなく、正式な所在地を記入すること)
- (2) 商号又は名称は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。(例：(株)、(有)など)
- (3) 代表者氏名は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。

4 健康保険等の加入状況（P 14 参照）

- (1) 別紙の「健康保険等の加入状況」（様式1）の下欄の記載要領を参照の上、記入すること。

5 県税納税証明書（滞納がないこと）

- (1) 納税証明書は、県税（自動車税を含む）について1通添付すること。
- (2) **令和2年12月1日以降**に県税事務所で証明を受けること。
※証明日は令和2年12月1日から令和3年1月29日の間に限る
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要。
- (4) 納税証明書の交付申請においては、納税証明書交付申請書及び納税証明書に申請者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名）を記入し、押印（法人にあっては代表者印）のうえ、県税事務所に提出すること。
- (5) 証明書は即日交付できない場合があるので、早めに申請すること。

6 国税納税証明書（未納がないこと）

- (1) 申請者が法人である場合においては法人税及び消費税、個人である場合においては所得税及び消費税について証明してもらうこと。

※証明日は令和2年12月1日から令和3年1月29日の間に限る

- (2) 納税証明書の様式は、個人事業主においては国税通則法施行規則別紙第9号書式**その3の2**、法人においては国税通則法施行規則別紙第9号書式**その3の3**に限る。
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要です。なお、納税証明書の交付請求にあたっては、別紙の「納税証明書交付請求書の記載要領」を参考にすること。

7 技術職員名簿（P15、16、17参照）

令和2年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、下記のとおり技術職員名簿を**朱書き**で訂正又は記入し添付すること（修正液等での修正は不可）。

- (1) 令和2・3年度の競争入札参加資格を有している者（P16、17参照）
- ・前年度の技術職員名簿を、管轄する土木事務所から受け取り、変更のあった技術職員及び有資格区分コードについて、朱書きで追加又は削除する。
 - ・余白に「令和2年12月1日現在」と**朱書き**で記入する。
 - ・すべての技術職員について、変更がない場合は、余白に「変更なし」を朱書きで記入する。
- (2) 令和2・3年度に新規で競争入札参加資格申請をする者（P15参照）
- ・管轄する土木事務所から受け取った技術職員名簿（白紙）に令和2年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、氏名及び資格者コードを記入する。
 - ・余白に「令和2年12月1日現在」と**朱書き**で記入する。
- (3) 技術職員及び資格者コードについて、追加及び上位資格の取得があった場合は、下記の資格を証する書類を添付すること。
- ・資格者証（写） ・実務経験証明書（原本） ・監理技術者資格者証（写）
 - ・卒業証書（写）又は卒業証明書（原本）

※なお、技術職員を新たに追加した場合には、その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

8 舗装施工管理技術者資格者証の写し

舗装工事業を申請する者のうち、令和2年12月1日現在において、（一社）日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、技術者として登録されている者を**常勤職員**として雇用している者は資格者証の写しを添付すること。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

9 維持管理業務実績高一覧表（P18、19参照）

土木工事業の総合実績高として、維持管理業務の受注実績を計上し申請する者は、申請する維持管理業務の履行契約期間が2年に満たない場合には維持管理業務実績高一覧表（様式2）を、履行契約期間

が2年を超える場合には維持管理業務実績高一覧表（様式3）を提出すること。

なお、維持管理業務実績高一覧表（様式2）（様式3）のそれぞれ下方に、添付する書類が記載されているので、添付漏れのないよう提出すること。

なお、該当する平均維持管理業務実績高の定義は次のとおりである。

● 次の1又は2のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

1 履行契約期間が2年に満たない場合

- ① 元請として受注した、大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）に限る。
- ② 平成30年12月1日から令和2年11月30日までの間に履行契約期間が満了し、その全部分について引渡が完了している委託業務に限る。
- ③ 発注業種が「土木一式工事」、「舗装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務に限る。

2 履行契約期間が2年を超える場合

- ① 元請として受注した、大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）に限る。
- ② 平成30年12月1日から令和2年11月30日までの間に部分完了に係る引渡を行った委託業務に限る。
- ③ 発注業種が「土木一式工事」、「舗装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務に限る。

10 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減額証明書の写し

大分県土木建築部契約後VE方式実施要領（以下「VE実施要領」という。）に基づくVE提案を行い、採択された工事がある者のみ、契約後VE提案採否通知書の写し又は契約後VE縮減額証明書の写しを添付すること。

ただし、VE実施要領第7に基づくVE提案の採否の通知年月日が、平成30年4月1日から令和2年3月31日までのものに限る。

11 新分野進出状況確認書類（P20参照）

- (1) 平成29年12月1日から令和2年11月30日までの間に、日本産業分類で定める「大分類D・建設業」以外の分野の産業へ進出し、500万円以上の支出を行った者又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得た者のみ添付すること。

ただし、令和2年12月1日現在において進出した新分野事業を継続して営業している者に限る。

- (2) 法人においては、法人自らが支出・出資等を行って①から③のいずれかに該当した者に限る。

ただし、進出分野が建設会社からの出資が制度上難しい農業分野等であり、新しく設立した農業法人等の代表者が令和2年12月1日現在において建設会社の役員又はこれに準ずるものである場合、役員などが個人として出資したとしても評価項目として認める。

- ① 自らの会社における新分野進出
- ② 新会社を設立し、新分野進出

- ③ 共同出資で新会社を設立し、新分野進出
(3) 申請書類・添付書類は次のとおりとする。

◎500万円以上の支出を行って新分野進出した者

- ・新分野進出状況申告書(様式4)
- ・定款の写し
- ・商業登記簿謄本の写し(新会社を設立した場合のみ必要)
- ・新分野に進出した日及び活動状況を証する書類(株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等)
- ・500万円以上支出したことを証する書類の写し(領収書、固定資産台帳等)

※前年度以前に同一内容の新分野進出状況申告書を提出した者は、新分野進出状況申告書のみの提出で可。

◎経営革新計画の承認を得た者(「大分類D・建設業」以外の分野に進出した場合に限る)

- ・経営革新計画承認通知書の写し

※他会社(新会社を除く)への出資金は、500万円の支出として認めない。また、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該当するものに進出した場合は、評価項目の新分野進出として認めない。

12 障がい者の雇用状況確認書類

- (1) **令和2年12月1日現在**において、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者(以下、「障がい者」という。)を雇用している者のみ添付すること。
- (2) 個人にあつては**事業主本人又は支配人以外の者**、法人にあつては**役員以外の者**で、常勤性のある従業員に限る。
- (3) 添付書類は下記のとおりとする。

◎障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定により雇用義務のある者

- ・**令和2年6月1日**現在の「障害者雇用状況報告書」(同法施行規則第8条)の控の写し
- ・**令和2年6月1日**以降、新たに障がい者を雇用した場合は、その者の「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

◎雇用義務はないが障がい者を雇用している者

- ・「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

※その職員の常勤性が確認できる資料(社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等)を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等(本人)の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあつては、**事前に手帳所持者本人の了承を得ること。**

※障がい者の把握・確認にあつては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号)により、適正な把握・確認に努めること。

13 若年労働者の新規雇用状況確認書類(P21参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる若年新規雇用者は、下記の要件を全て満たす者に限る。
 - ① 令和2年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 雇用年月日が平成29年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。
 - ③ 令和2年12月1日現在において、年齢が40歳未満であること。
 - ④ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険加入者であること。

**※その職員の雇用年月日が確認できる資料（健康保険証写し等）を申請書類提出時に提示すること。
ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。**

14 建設業従事職員数の状況確認書類(P21参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる建設業従事職員数は下記の要件を満たす者に限る（外国籍の職員も可）。
 - ① 令和2年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入している者であること。
 - ③ ②の社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入出来ない者においては、他の書類により常勤性を確認出来る者であること。
- (3) 建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まないこと。

**※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。
ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。**

15 不当要求防止責任者講習(暴力団対策講習)の受講状況確認書類(P21参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 加えて、平成29年4月1日から令和2年11月30日までの間に「不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）」を受講した者がいる場合は受講修了書の写しを添付すること。
- (3) 評価対象となる不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講者は、下記の要件を満たす者に限る。

受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、令和2年12月1日現在において、当該建設業者に常勤していること。

※不当要求防止責任者講習者(暴力団対策講習)は、様式5の若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿掲載者でなければ評価対象としない。

※受講修了書の写しのみの提出は、不可。若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）も作成、提出すること。

16 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類

令和2年12月1日現在において、建設業労働災害防止協会に1号会員（2号会員の場合は不可）として加入している者は、同協会大分支部（大分市城崎町3丁目3番41号 電話：097-538-0745）に証明願を

提出し、証明を受けその証明書を添付すること。

17 エコアクション21の認証取得状況確認書類

令和2年12月1日現在において、エコアクション21の有効な認証・登録証の写しを添付すること。

18 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書の写し

- (1) 令和2年12月1日現在において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定により都道府県労働局長の認定を受けている者のみ添付すること。
- (2) 都道府県労働局長より通知のあった基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付すること。

19 協力雇用主の登録状況確認書類(P22参照)

- (1) 令和2年12月1日現在において、大分保護観察所に保護観察者等の協力雇用主として登録を受けている場合は、「協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6）」（P22参照）を提出すること。
- (2) 令和2年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること。
※証明日は令和2年12月1日から令和3年1月29日の間に限る

【協力雇用主の登録又は証明に関する問い合わせ先】

大分保護観察所（就労支援担当）
〒870-8523 大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階
TEL：097-532-2053 FAX：097-538-9802

※協力雇用主の「登録手続き」には、1ヶ月以上の期間を要するとのこと。

【証明書の発行手続きについて】（大分保護観察所 就労支援担当への事前確認による）

申請先：大分保護観察所（上記連絡先）
申請方法：郵送に限る。※『返信用封筒（宛名記載・切手貼付済み）』を同封すること。
提出部数：1部（協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6））
証明手数料：不要
注意事項：①証明書の発行や返送は一定の期間を要するため、早めに手続きすること
：②令和2年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること（再掲）
※証明日は令和2年12月1日から令和3年1月29日の間に限る（再掲）

(土木事務所受付欄)

(土木事務所記入欄)

番 号	
--------	--

記入例

競争入札参加資格審査申請書 (県内業者用)

令和 2 年 12 月 16 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

今般、大分県所管の建設工事の競争入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて申請します。
なお、申請業種は経営規模等評価及び総合評定値の通知を受けた業種と同一とします。
この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第167条の4第1項の
規定に該当しない者であること並びに社会保険に加入している者であることを誓約します。

(申請者)

(1) 許可番号 大臣・**知事**(般**特** 27) 第 10000 号 平成 27 年 10 月 10 日
大臣・知事(般・特) 第 号 年 月 日
大臣・知事(般・特) 第 号 年 月 日

(2) 郵便番号 (870 - 0022)

(3) 所在地 ○○市大字○○100

(4) 旧所在地 大分市上野町5-1

※ 旧所在地は前回格付通知書受理後変更している場合に記入する。

(5) 商号又は名称 (フリガナ) マルマルケンセツ
(株)○○山建設 (株)高○建設

(6) 旧商号又は名称 (フリガナ) マルマル組
(株)○○組
※ 旧商号は前回格付通知書受理後変更している場合に記入す

JIS規格第1・第2水準以外の文字(旧字等)が含まれている場合は、余白に置換可能なJIS規格文字を記入すること。
例:高→高 崎→崎 吉→吉 など

(7) 代表者氏名 (フリガナ) マルマル マルマル
※姓と名の間は一字空けること。

(役職) 代表取締役 (氏名) ○○ ○○ **印** 高○ ○○

※姓と名の間は一字空けること。

(8) 連絡先 電話番号 (097 - 536 - 1111) FAX番号 (097 - 536 - 1112)

(9) 経営事項審査 (審査基準日) 令和元 年 12 月 31 日

(総合評定通知書) **有** 申請中

(10) 建設業の廃業 **有** (建築一式工事) 令和元 年 8 月 31 日 無
※総合評定値通知書受理後、廃業した業種・年月日を記入すること。

(11) 舗装施工管理技術者資格者証の写し **有** 無

(12) 維持管理業務実績高一覧表 **有** 無

(13) 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減額証明書の写し 有 **無**

(14) 新分野進出状況確認書類 **有** 無

(15) 障がい者雇用状況確認書類 **有** 無

(16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿 **有** 無

(若年労働者の新規雇用状況・建設業従事職員数の状況・不当要求防止責任者講習の受講状況)

(17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し **有** 無

(18) 建設業労働災害防止協会加入証明書 **有** 無

(19) エコアクション21認証・登録証の写し **有** 無

(20) 基準適合一般事業主認定通知書の写し 有 **無**

(21) 協力雇用主に関する証明願兼証明書 **有** 無

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを利用した発注機関からの各種連絡事項のメール送信について

同意する 同意しない 未登録 (登録した場合は同意する)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 2年 12月 16日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

所在地	大分市大手町3-1-1
(ふりがな)	たかさきやまけんせつ
商号又は名称	(株)高崎山建設
(ふりがな)	たかさきやま いちろう
代表者氏名	高崎山 一郎

代表者生年月日 大 昭 平 42年 10月 16日

代表者性別 男 女

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約書の提出を求めています。

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分市大手町 3-1-1
(株) 高崎山建設
申請者 代表取締役 高崎山 一郎

許可番号 国土交通大臣 許可 (特) 27) 第 23456 号 平成 27 年 10 月 10 日
大分県知事

許可年月日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本 店	14 人 (4 人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇-〇〇〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇-〇〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	14 人 (4 人)					

記載要領

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 2 「営業所の名称」の欄は、本店及び営業所の名称を記載すること。
- 3 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 4 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 5 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 6 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 9 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

様式2

※契約期間が2年に満たない場合

維持管理業務実績高一覧表

(単位:円)

No	発注者	発注業種	委託業務名	履行期間		引渡日	最終契約額 (税抜)	経審個別 記載済み
				着工日	完了日			
1	大分土木事務所	土木一式	県道〇〇線維持管理業務	H31.1.1	~ R1.12.31	R1.12.31	2,000,000	○
2	〇〇市	舗装	市道△△線路面補修業務	R1.7.1	~ R2.3.11	R2.3.15	400,000	○
3	〇〇市	土木一式	市道□□線災害対応土砂除去業務	R1.8.1	~ R1.8.2	R1.8.5	350,000	○
4	〇〇市	土木一式	市道◇◇線災害対応支障木撤去業務	R1.8.2	~ R1.8.2	R1.8.5	250,000	○
5	〇〇市	土木一式	市道◎◎線災害対応支障木撤去業務	R1.8.11	~ R1.8.12	R1.8.15	250,000	○
6					~			
7	今年度申請から市町村の業務（維持管理に加え、災害時の応急対応業務）も対象。			例：7月決算の場合、決算後の実績であるため、経審で個別記載はできない。		50万円未満であるため添付書類の省略可能。	経営事項審査で個別に記載済みであるため、添付書類の省略可能。P90参照	
8								
9								
10								
11	直近の決算期までの業務については、経営事項審査において、「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理している業務が対象。							
12	直近の決算期終了後から令和2年11月30日までに完了した業務は過去の経審に関わらず計上可能。（ただし、次回以降の経審で「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理しなければならない。）							
13								
14								
15					~			
合計(1~15)						①	3,250,000	
平均維持管理業務実績高						①/2	1,625,000	

「平均維持管理業務実績高」とは次のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- ①元請で受注した大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設に係る維持管理(補修)業務で、元請で受注したもの(災害時の対応業務を含む)
- ②平成30年12月1日から令和2年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了した業務
- ③発注業種が「土木一式工事」、「ほ装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務
- ④審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれにも工事実績として計上していない業務(「その他工事」として計上し、又は「兼業実績高」として整理しているものが対象)

《添付書類》

◎過去の経営事項審査において完成工事内訳書(その他工事)で「個別に記載」した業務は省略可

1. 当該業務に係る契約書類の写し

- ※当初契約書に加えて、最終契約額が分かる書類(変更契約書等)の写しの提出も必要
- ※最終契約額50万円未満の業務は省略可
- ※契約書を交わしていない業務については、提出した請書や請求書の写しでも可

2. 当該委託業務の発注業種が確認できる書類

- (1) 契約手続が電子入札システムにより行われている場合
 - 当該業務の指名通知書、見積執行通知書、入札情報サービスに記載される指名結果表、入札結果表等で発注業種が確認できるもの(1種類)
- (2) 契約手続が電子入札システムにより行われていない場合(市町村発注の随意契約による業務等)は、提出不要

《注意点》

- ・審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれかに工事実績として計上している業務は対象外であり、それらをこの様式に計上すると工事実績の不正計上となるため、事前に十分確認すること。
- ※審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「その他工事」に計上し、又は兼業売上高に整理している業務がこの様式の対象となる。(再掲)

様式3

※契約期間が2年を超える場合

記入例

維持管理業務実績高一覧表

(単位:円)

No	発注者	発注業種	委託業務名	履行期間		部分引渡日	部分引渡実績額(税抜)	令和2年11月30日現在契約額(税抜)
				着工日	完了日			
1	玖珠土木事務所	土木一式	平成30年度道維環単攻委 第28-1号	H30.10.1	R3.9.30	H31.1.8	12,500,000	150,000,000
2	"	"	"	"	"	H31.4.7	12,500,000	
3	"	"	"	"	"	R1.7.7	12,500,000	
4	"	"	"	"	"	R1.10.7	12,500,000	
5	"	"	"	"	"	R2.3.15	12,500,000	
6	"	"	"	"	"	R2.10.7	12,500,000	
7					~			
8					~			
9	直近の決算期までの業務については、経営事項審査において、「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理している業務が対象。※業務全体が完了する前に売上計上している場合 直近の決算期終了後から令和2年11月30日までに完了した業務は直近の経審に関わらず計上可能。(ただし、次回以降の経審で「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理しなければならない。)							
10								
11								
12								
13								
14					~			
15					~			
合計(1~15)						①	75,000,000	
平均維持管理業務実績高						①/2	37,500,000	

「平均維持管理業務実績高」とは次のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- ①元請で受注した大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設に係る維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)
- ②平成30年12月1日から令和2年11月30日の間に部分完了に係る引渡しを行った委託業務
- ③発注業種が「土木一式工事」、「ほ装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務
- ④審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれにも工事実績として計上していない業務(「その他工事」として計上し、又は「兼業実績高」として整理しているものが対象)

《添付書類》

1. 当該業務に係る契約書類の写し(部分完了が確認できる書類を含む)
 - ※当初契約書に加えて、最終契約額が分かる書類(変更契約書等)の写しの提出も必要
 - ※最終契約額50万円未満の業務は省略可
 - ※過去の経営事項審査において完成工事内訳書にその他工事で「個別に計上」した業務は省略可
 - ※契約書を交わしていない業務については、提出した請書や請求書の写しでも可
2. 当該委託業務の発注業種が確認できる書類
 - (1) 契約手続が電子入札システムにより行われている場合
 - ・当該業務の指名通知書、見積執行通知書、入札情報サービスに記載される指名結果表、入札結果表等で発注業種が確認できるもの(1種類)
 - (2) 契約手続が電子入札システムにより行われていない場合(市町村発注の随意契約による業務等)は、提出不要

《注意点》

・審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれかに工事実績として計上している業務は対象外であり、それらをこの様式に計上すると工事実績の不正計上となるため、事前に十分確認すること。格付け後に対象外の業務の計上が確認された場合には、格付けの修正等を行うこととなる。
 ※審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「その他工事」に計上し、又は兼業売上高に整理している業務がこの様式の対象となる。(再掲)

新分野進出状況申告書

令和 2 年 12 月 16 日

大分県知事 殿

住 所 大分市大手町3-1-1
 商号又は名称 (株)高崎山建設
 代表者氏名 高崎山 一郎 (印)

新分野進出状況につきまして、次のとおり申告します。

記

新分野の事業分野 (日本標準産業分類による)	大分類	中分類	小分類
		農業、林業	農業
新分野進出の手法	1. 自社による、新分野進出 ② 新会社を設立し(共同出資を含む)、新分野進出 新会社名: 農事組合法人 おさるファーム 代表者名: 高崎山 次郎		
事業の概要 (事業の内容、規模、雇用の 状況等がわかるように記載)	事業内容: さつまいもの栽培 事業規模: 畑10ha 雇用状況: 4人		
新分野進出した年月日	令和 元 年 9 月 1 日		
支出の金額・年月日 ※1	15,000,000 円(令和元年10月30日)		
上記事項に係る新分野進出 状況申告書提出実績の有無 ※2	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
添付書類 (※提出実績がない者のみ必要)	① 定款の写し ② 商業登記簿謄本の写し(新会社を設立した場合のみ) ③ 新分野に進出した日及び活動状況を証する書面 ※3 ④ 500万円以上支出したことを証する書類の写し ※4		

対象期間: 平成29年12月1日から令和2年11月30日までの間における新分野進出(500万円以上の支出が必要)

※1 複数の支出を行った場合は、500万円以上になった時点の年月日を記入すること。

※2 前年度以前に同一内容の申告書を提出した実績について、該当するものに○をすること。

※3 新分野に進出した日及び活動状況を証するものとして、株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等を添付すること。

※4 500万円以上支出したことを証するものとして、領収書や固定資産台帳の写し等を添付すること。

若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿

許可番号		商号		代表者氏名					
〇〇〇〇〇〇		(株)高崎山建設		高崎山 一郎					
No	役員	氏名	生年月日	満年齢	保険加入		採用年月日	若年新規雇用者	不当要求防止責任者講習受講者
					無	有			
1		高田 一郎	H3.12.31	26		○	社・雇		
2		国東 二郎	H1.2.3	29		○	社・雇		
3		別府 三郎	S63.12.28	30		○	社・雇		
4		大分 四郎	S61.4.2	32		○	社・雇		
5		臼杵 五郎	S60.5.1	33		○	社・雇		
6		佐伯 六郎	S58.8.9	35		○	社・雇		
7		大野 七郎	S56.4.22	37		○	社・雇		
8		竹田 八郎	S53.7.29	40		○	社・雇		
9		玖珠 久子	S50.9.11	43		○	社・雇		
10		日田 十子	S48.11.5	45		○	社・雇		
11	○	中津 花子	S45.1.1	48		○	社・雇		
12	○	宇佐 行子	S43.3.25	50		○	社・雇		
13	○	豊後 太郎	S41.9.16	52		○	社・雇		○
14	○	高崎山 一郎	S41.10.16	52		○	社・雇		
15							社・雇		
16									
17									
18							社・雇		
19							社・雇		
20							社・雇		

〈集計票〉		
若年新規雇用者	建設業従事者	不当要求防止責任者講習の受講者
2 名	14 名	有 ・ 無

記載要領

- 建設業に従事する常勤の職員(役員及び個人事業主を含む。)を記載。兼業がある場合、兼業のみに従事する職員は記載しないこと。
- 若年者順に記載して下さい。
- 役員は役員欄に「○」を記載してください。(エクセルを利用して入力する場合はプルダウンで表示してください)
※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。具体的には「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいう。なお、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長は、役員に含まれませんので、注意してください。また、個人事業者の場合は当該個人及び支配人をいう。
- 生年月日欄、採用年月日欄は、平成3年12月31日であれば、「H3.12.31」と記載して下さい。(エクセルを利用する場合も「H3.12.31」と入力してください)
- 満年齢は、令和2年12月1日現在の年齢を記載してください。(エクセルを利用する場合は、「満年齢(数字のみ)」と「採用年月日(H30.4.1の形式)」を入力すると、「若年新規雇用者欄」に該当する場合は、自動で「○」が出るよう式を入力しています。うまく反応しない場合は、式を削除して手動で「○」を付けてください。)
- 保険加入の種別は、社会保険＝「社」、雇用保険＝「雇」のいずれかを選択し○で囲んで下さい。(エクセルを利用する場合はプルダウンから選択してください)
※職員の雇用年月日が確認できる資料(健康保険証写し等)を申請書類提出時に提示すること。
ただし、被保険者等(本人)の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。
- 保険加入「無」に○をした者は、常勤性を確認できるいずれかの書類(出勤簿・賃金台帳、給与所得の源泉徴収票、住民税特別徴収額通知書、法人の役員の場合は税務署受付印のある直近の確定申告書表紙と役員報酬明細の写し、個人事業者主の場合は税務署受付印のある直近の確定申告書の写し、出向者で出向元の社会保険等に加入している場合は出向協定書の写し等も必要)を申請時に提示してください。
- 採用年月日は、社会保険又は雇用保険の資格取得年月日を記載して下さい。
- 「若年新規雇用者」欄は該当する場合は「○」を記入して下さい。(エクセルを利用する場合は自動計算されます)
※該当要件は「申請要領 第2 資格審査申請書類記載要領 13 若年労働者の新規雇用状況確認書類」参照して下さい。
- 「不当要求防止責任者講習受講者」欄は該当者に「○」を記載して下さい。(エクセルを利用する場合はプルダウンから選択してください)
※該当要件は「申請要領 第2 資格審査申請書類記載要領 15 不当要求防止責任者講習の受講状況確認書類」参照して下さい。

様式6

記入例

協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書

令和 2 年 12 月 10 日

大分保護観察所長 様

(申請者)

所在地 大分市大手町3-1-1

商号又は名称 (株)高崎山建設

代表者職氏名 代表取締役 高崎山 一郎 印

当社が大分保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

下欄の「登録年月日、作成年月日」は空欄にして大分保護観察所に証明願いを提出すること。

上記の申請者は、「令和2年10月31日」から協力雇用主として登録していることを証明します。

大分保護観察所において、いつから登録しているかの証明を得ること。

令和2年 12 月 10日

大分保護観察所長 印

R 3 建設工事競争入札参加資格申請に係る格付基準・主観点数基準の改正予定

◎ 主観点数基準

基準改正項目		改正内容及び評価対象の定義	評価点数
○ 改正	【見直し】 書面による警告に関する措置の追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格審査基準日の属する年度及び前年度において、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年3月8日大分県告示第267号)」第10に規定をする「書面による警告」を受けた建設企業等に対して減点する。 <p>※ 令和2年4月1日以降の書面による警告を減点の対象とする。</p>	警告1件につきー5点

R 4・5 建設工事競争入札参加資格申請に係る格付基準・主観点数基準の改正予定

◎ 主観点数基準

基準改正項目		改正内容及び評価対象の定義	評価点数
○ 改正	【見直し】 次世代育成支援環境の整備状況(従前)  ワークライフバランス関連の認定等の状況(改訂後)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「次世代育成支援環境の状況」を「ワークライフバランス関連の認定等の状況」に改め、認定等の状況に応じて加減する。 ① 令和3年12月1日現在、次のいずれかの認定または表彰実績がある建設企業等に対し、加減する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく都道府県労働局長の認定(ユースエール認定) イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく都道府県労働局長の認定(えるぼし認定) ウ) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条に基づく都道府県労働局長の認定(くるみん認定) エ) おおいた働き方改革推進優良企業表彰 オ) おおいた女性活躍推進事業者表彰 ② 資格審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し、受理されている建設企業等に対し、加減する。(ただし、①で加減対象となる場合は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ①ア)からオ)のうち 2つ以上の認定等を受けている場合 30点 1つの認定等を受けている場合 15点 ②1企業につき5点

